【エラーチェック済】

（その１）

収支報告書

平成25 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　さいんにじゅういち

1 政治団体の名称　彩ン２１

2 主たる事務所の所在地　埼玉県三郷市戸ヶ崎３－３４７
（アパート・マンション名）

3 代表者の氏名　（姓）鈴木　（名）義弘

4 会計責任者の氏名　（姓）大久保　（名）寛行

事務担当者の氏名　（姓）牧井　（名）有子
（電話）03-3508-7150
（電話）
（電話）

埼玉県 収受 26.5.30 選挙管理委員会

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）鈴木　（名）義弘

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	（姓）鈴木　（名）義弘
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

1159/207474/25/1/0100/000/H260530

宇井/17

【エラーチェック済】

収支の状況

（その２）

0200

1　収支の総括表

収入総額	010	26,164,275
（前年からの繰越額）	020	5,040,868
（本年の収入額）	030	21,123,407
支出総額	040	22,586,303
翌年への繰越額	050	3,577,972

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金額	060	
員数（党費又は会費を納入した人の数）	070	

(2) 寄附			
ア　寄附（イを除く。）の区分		金額	備考
(ｱ) 個人からの寄附	080	10,363,000	
（うち特定寄附）	090	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	100	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	110	3,080,000	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	120	13,443,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	130	0	
イ　政党匿名寄附	140	0	
合計　（ア ＋ イ）	150	13,443,000	

【エラーチェック済】

（その３）

0300

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額	備考
001	1 鈴木よしひろ君を励ます会	7,680,000	2013/11/14都市センターホテル(東京都千代田区平河町2-4-1)
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		
	15		
800	合計	7,680,000	

900

【エラーチェック済】

（その６）

0500 (6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
810	１件10万円未満のもの	407	
900	合　　計	407	

【エラーチェック済】

（その７）

0600

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名（又は名称）	金額	年月日	住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
001 1	鈴木義弘	3,850,000	H25/1/15	埼玉県三郷市戸ヶ崎4/18	会社役員	
002 2	鈴木友行	10,000	H25/2/24	埼玉県三郷市鷹野5-389-14	会社役員	
003 3	中村喜八	30,000	H25/3/3	埼玉県三郷市東町245	農業	
004 4	鈴木友行	10,000	H25/2/24	埼玉県三郷市鷹野5-389-14	会社役員	
005 5	馬場初枝	20,000	H25/3/10	埼玉県三郷市戸ヶ崎3-83	無職	
006 6	鈴木友行	10,000	H25/3/3	埼玉県三郷市鷹野5-389-14	会社役員	
007 7	矢野美治	30,000	H25/2/24	埼玉県三郷市笹塚30	農業	
008 8	山本唯	10,000	H25/2/24	埼玉県三郷市前間164-3	会社役員	
009 9	鈴木恒夫	10,000	H25/2/24	茨城県取手市寺田5200-1ルックハイツ第3-405	会社役員	
010 10	鈴木友行	8,000	H25/3/10	埼玉県三郷市鷹野5-389-14	会社役員	
011 11	鈴木ようこ	200,000	H25/7/30	埼玉県三郷市戸ヶ崎4-18	会社役員	
012 12	木津淑子	100,000	H25/10/8	埼玉県三郷市半田1216	無職	
013 13	鈴木憲一	500,000	H25/10/11	埼玉県三郷市戸ヶ崎4-18	会社役員	
014 14	鈴木佳子	300,000	H25/10/11	埼玉県三郷市戸ヶ崎4-18	会社役員	
015 15	鈴木憲一	100,000	H25/10/16	埼玉県三郷市戸ヶ崎4-18	会社役員	
016 16	鈴木佳子	100,000	H25/10/16	埼玉県三郷市戸ヶ崎4-18	会社役員	
017 17	矢野美治	20,000	H25/10/16	埼玉県三郷市笹塚30	農業	
018 18	千代田好道	20,000	H25/10/16	三郷市采女1-90-2	会社役員	

【エラーチェック済】

0600 （その7）

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名（又は名称）	金額	年月日	住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
019 19	鈴木恒夫	20,000	H25/10/16	茨城県取手市寺田5200-1ルックハイツ第3-405	会社役員	
020 20	山本唯	10,000	H25/10/16	埼玉県三郷市前間164-3	会社役員	
021 21	鈴木克昭	10,000	H25/10/23	埼玉県三郷市戸ヶ崎3-336	会社役員	
022 22	鈴木友行	100,000	H25/10/28	埼玉県三郷市鷹野5-389-14	会社役員	
023 23	木津淑子	30,000	H25/11/18	埼玉県三郷市半田1216	無職	
810	その他の寄附	4,865,000				
900	合計	10,363,000				

800

【エラーチェック済】

0620

（その７）

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名（又は名称）	金額	年月日	住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
001	日本維新の会国会議員団本部	2,000,000	H25/6/24	東京都港区赤坂一丁目11番28号 常和赤坂一丁目ビル4F	平沼赳夫	
2	日本維新の会国会議員団本部	80,000	H25/7/24	東京都港区赤坂一丁目11番28号 常和赤坂一丁目ビル4F	平沼赳夫	
3	日本維新の会国会議員団本部	1,000,000	H25/12/20	東京都港区赤坂一丁目11番28号 常和赤坂一丁目ビル4F	平沼赳夫	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附					
800	合計	3,080,000				

900

【エラーチェック済】

(その13)

1400

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目		金額		備考 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	備考
1 経常経費					
(1) 人件費	010	700,000			
(2) 光熱水費	020				
(3) 備品・消耗品費	030				
(4) 事務所費	040	21,000			
小計	800	721,000		0	
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	050	0			
(2) 選挙関係費	060	0			
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	070	4,152,303		0	
ア 機関紙誌の発行事業費	080	0			
イ 宣伝事業費	090	0			
ウ 政治資金パーティー開催事業費	095	4,152,303			
エ その他の事業費	100	0			
(4) 調査研究費	110	0			
(5) 寄附・交付金	120	17,713,000			
(6) その他の経費	130	0			
小計	801	21,865,303		0	
合計	900	22,586,303			

【エラーチェック済】

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	監査費用	21,000	H25/6/24	木山文雄税理士事務所	埼玉県三郷市戸ヶ崎2-535	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出					
	合計	21,000				

【エラーチェック済】

1500 (その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費	
					鈴木よしひろ君を励ます会	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	郵送費	42,185	H25/9/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
2	お土産代	301,000	H25/10/28	日進堂印刷株式会社	北海道札幌市白石区菊水5条3丁目	
3	返信葉書印刷	155,400	H25/10/28	（株）バリューアップシステムズ	東京都港区高輪4-24-40-202	
4	お土産代	337,890	H25/11/2	（株）三越伊勢丹三越銀座店	東京都中央区銀座4-6-16	
5	お礼状・引換券印刷代	24,255	H25/11/11	（有）デジプロ	東京都千代田区神田神保町2-2-12	
6	お土産代	84,000	H25/11/12	（株）洋菓子舗ウエスト	東京都中央区銀座7-3-6	
7	お土産代	124,800	H25/11/13	日進堂印刷株式会社	北海道札幌市白石区菊水5条3丁目	
8	お土産代	14,280	H25/11/18	（株）洋菓子舗ウエスト	東京都中央区銀座7-3-6	
9	お土産代	20,160	H25/11/18	（株）三越伊勢丹三越銀座店	東京都中央区銀座4-6-16	
10	バス利用料	78,750	H25/11/18	（株）みさとトラベル	埼玉県三郷市彦川戸1-180-1	
11	お土産代	109,200	H25/11/24	（株）洋菓子舗ウエスト	東京都中央区銀座7-3-6	
12	会場使用料及び料理等	2,752,365	H25/11/26	（株）ロイヤルホテル	東京都千代田区平河町2-4-1	
13	バス利用料	64,050	H25/12/26	紫麻旅行	埼玉県三郷市茂田井725-9	
	その他の支出	43,968				
900	合計	4,152,303				

【エラーチェック済】

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出					
	合計	0				

【エラーチェック済】

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
					寄附金	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	寄附金	3,850,000	H25/1/15	鈴木よしひろ後援会連合会	埼玉県三郷市戸ヶ崎3-347	
2	寄附金	4,545,000	H25/3/4	日本維新の会衆議院埼玉県第14選挙区支部	埼玉県三郷市戸ヶ崎3-347	
3	寄附金	300,000	H25/3/22	日本元気再生会議	埼玉県三郷市戸ヶ崎3-302-203	
4	寄附金	500,000	H25/6/4	日本維新の会衆議院埼玉県第14選挙区支部	埼玉県三郷市戸ヶ崎3-347	
5	寄附金	68,000	H25/6/4	ヨッシークラブ	埼玉県三郷市戸ヶ崎3-347	
6	寄附金	1,500,000	H25/10/1	日本維新の会衆議院埼玉県第14選挙区支部	埼玉県三郷市戸ヶ崎3-347	
7	寄附金	1,000,000	H25/11/14	鈴木よしひろ後援会連合会	埼玉県三郷市戸ヶ崎3-347	
8	寄附金	1,500,000	H25/11/14	日本維新の会衆議院埼玉県第14選挙区支部	埼玉県三郷市戸ヶ崎3-347	
9	寄附金	4,300,000	H25/12/3	日本維新の会衆議院埼玉県第14選挙区支部	埼玉県三郷市戸ヶ崎3-347	
10	寄附金	50,000	H25/12/11	ヨッシークラブ	埼玉県三郷市戸ヶ崎3-347	
11	寄附金	100,000	H25/12/17	ヨッシークラブ	埼玉県三郷市戸ヶ崎3-347	
12						
13						
14						
15						
	その他の支出					
	合計	17,713,000				

(その17)

資　産　等　の　状　況

【エラーチェック済】

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☑	

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成26年　5月　29日

政治団体の名称　彩ン２１

会計責任者の氏名　大久保　寛行

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

【エラーチェック済】

（寄附を受けた団体）

団体の区分 （いずれか該当するものを選択）	政党又は政治資金団体 （租税特別措置法第４１条の１８ 第１項第１号又は第２号） ☐ 1	左記以外の特定の政治団体 （租税特別措置法第４１条の１８ 第１項第３号又は第４号） ☑ 2
租税特別措置法第４１条の１８第１項第３号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	鈴木義弘
租税特別措置法第４１条の１８第１項第４号該当の場合 （同号イ該当の場合は（２）の記載は必要ありません）	（１）その団体が推薦し又は支持する者の氏名	
	（２）上記（１）の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙

政治資金監査報告書

平成２６年５月２７日

彩ン２１
代表　鈴木　義弘　殿

登録政治資金監査人
木山文雄
登　録　番　号　第４３５０号
研修修了年月日　平成２５年２月７日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、彩ン２１の平成２５年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、彩ン２１の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

３　業務制限

彩ン２１と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。また、彩ン２１と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においも、同様である。

以　上